

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案新旧対照条文
戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百一十七号）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
2	<p>（遺族年金及び遺族給与金の額）</p> <p>第二十六条 遺族年金の額及び遺族給与金の年額は、遺族のうち、先順位者については、一人につき次の各号に定める額、その他の遺族については、一人につき七万二千円とする。</p> <p>一 先順位者が一人の場合においては、百九十六万二千五百円</p> <p>二 先順位者が二人以上ある場合においては、百九十六万二千五百円に先順位者のうち一人を除いた者一人につき七万二千円を加えた額を先順位者の数で除して得た額</p> <p>2 5 （略）</p> <p>（遺族年金及び遺族給与金の額の特例）</p> <p>第二十七条 第二十三条第一項第二号から第五号までに掲げる遺族に支給する遺族年金及び同条第二項第二号から第四号までに掲げる遺族に支給する遺族給与金については、前条第一項中「七万一千円」と、「百九十六万一千五百円」とあるのは「五万六千円」と、「百九十六万一千五百円」とあるのは「百五十五万九千五百円」とする。</p>	<p>（遺族年金及び遺族給与金の額）</p> <p>第二十六条 遺族年金の額及び遺族給与金の年額は、遺族のうち、先順位者については、一人につき次の各号に定める額、その他の遺族については、一人につき七万二千円とする。</p> <p>一 先順位者が一人の場合においては、百九十五万九千五百円</p> <p>二 先順位者が二人以上ある場合においては、百九十五万九千五百円に先順位者のうち一人を除いた者一人につき七万二千円を加えた額を先順位者の数で除して得た額</p> <p>2 5 （略）</p> <p>（遺族年金及び遺族給与金の額の特例）</p> <p>第二十七条 第二十三条第一項第二号から第五号までに掲げる遺族に支給する遺族年金及び同条第二項第二号から第四号までに掲げる遺族に支給する遺族給与金については、前条第一項中「七万一千円」とあるのは「五万六千円」と、「百九十五万九千五百円」とあるのは「百五十五万六千五百円」とする。</p>
3	<p>（略）</p> <p>前条第一項の規定にかかわらず、第二十三条第一項第六号から第十一号までに掲げる遺族に支給する遺族年金の額及び同条第二項第五号から第九号までに掲げる遺族に支給する遺族給与金の年額は、前条第一項に規定する先順位者一人につ</p>	<p>（略）</p> <p>前条第一項の規定にかかわらず、第二十三条第一項第六号から第十一号までに掲げる遺族に支給する遺族年金の額及び同条第二項第五号から第九号までに掲げる遺族に支給する遺族給与金の年額は、前条第一項に規定する先順位者一人につ</p>

き、次の表の上欄の遺族の区分に応じて、先順位者が一人の場合においてはそれぞれ同表の下欄に定める額とし、先順位者が二人以上ある場合においてはそれぞれその額を先順位者の数で除して得た額とする。

第二十三条第一項第六号若しくは第七号又は同条第一項第五号若しくは第六号に掲げる遺族	五〇三、七五〇円
第二十三条第一項第八号から第十号まで又は同条第二項第七号若しくは第八号に掲げる遺族	四〇一、五五〇円

第二十三条第一項第六号若しくは第七号又は同条第一項第五号若しくは第六号に掲げる遺族	四九八、三一円
第二十三条第一項第八号から第十号まで又は同条第二項第七号若しくは第八号に掲げる遺族	三九七、八一円

き、次の表の上欄の遺族の区分に応じて、先順位者が一人の場合においてはそれぞれ同表の下欄に定める額とし、先順位者が二人以上ある場合においてはそれぞれその額を先順位者の数で除して得た額とする。